

公正取引委員会を武士に例えることが適當かどうかは問題であるが、公取に侍と同様の武士道精神が求められていることは全面的に否定する人は少ないと考える。武士道の精神とはこれだと言ひ切れるものではないが、少なくとも武士は高潔な精神とそれを貫き通せる勇氣を持っていなければならぬ事は共通の認識といつてもよさそうだ。現実には公取は「吼えない番犬」と言われた時期もあったが、最近の公取は談合の取り締まりについては独禁法の大きな力で精力的に行っている。改正独禁法の効力もあって、あからさまな談合はあまり目立たなくなっている。

最近では最低制限価格制度を持つ自治体では、制限価格すれすれで入札がくじ引きで決まるケースが多く、制限価格の無い国のような発注者に対する

■ 鈴木 啓允 ■

しては、低価格調査の対象にならない程度の水準をめぐって激しい競争を繰り広げている。この状況は、建設業界の健全な発展という観点で言つと決して理想の状態ではない。このレベルでは様々な点で無理が生じて、歪みとして積み積もつていつかはその付けを払わされることも覚悟する必要がある。

そもそも入札とは、関係者が合理的

る価格とダンピングによって示された価格の間にある。そして公正な価格とは、使用した入札システムによって期待される価格のことであつて、同じ一般競争入札でも、条件の全くつかないものと何らかの制限制限のあるものとは、価格に違いの出ることは当然である。

公正な価格の実現とは言えない。もちろん現在の独禁法に全部の責任を押し付けるものではないが、現在の基本的なルールである一般競争入札は、入札改革の初めの第一歩と考へて、納税者、発注者、産業界の関係者すべての納得のいく改革を目指して、さらに検討を重ねていかなければならない。それには、本格的なポンド制度の導入と天下りの解消である。

現在の所属部署と全くかわりのない組織に再就職させるのは、同程度の処遇を考えているのであれば無理だからである。そうであれば、待遇を民間での評価のレベルまで落とすか、結局出身官庁にお出ましいただくしかないわけだ。天下りの弊害が拡散しかねない。天下りの根絶は、まず特殊な例を除いて定年までの雇用を保証することだ。肩たたきの廃止を図るべきなのである。その原則があれば途中退職者の面倒を見る必要はないわけだ。後は職業選択の自由でやって頂

公正取引委員会は二本差だった

ある。その原則があれば途中退職者の面倒を見る必要はないわけだ。後は職業選択の自由でやって頂

な範囲でメリットを受け合う関係が成立立されることが期待されるべきであつて、無理が通つて一部の勝ち組みと大半の負け組みが関係者の中に生まれるのは、不本意な結果である。公正な価格とは、善意の関係者全員の合意の得られる結果をもたらす価格である。言ひ換えれば公正な価格とは、談合によ

当廉売（ダンピング）の取り締まりという小刀も持っていたのである。その小刀をほとんど抜いてこなかったが、やと最近になって動きだした。独禁法の下で公正な価格を求めるのならば、独禁法の一方の機能だけ使つてもう一つの機能はさびつかせていたのである。独禁法という法の精神の期待する

ポンド制度は、入札ポンドに対して5%というモデレートな感じで導入されたが、もう一部でポンドを提出できない事態が発生し、即効性を期待されていなかったものが、ものを言い始めた。一方、天下りの禁止の方は、官民人材交流センター構想なる案が急浮上してきたが、この案では全く期待と逆方向に機能してしまつ可能性がある。それは各々が斡旋（かんせん）を止めて、

けばよい。公取を含め公務員改革は市民の感覚が大切である。そして、改革案は政治主導でドラスチックなものではないと無し崩しにされ、骨を抜かれてしまつ。それと、一時的な無駄は飲み込む覚悟がある。それほど、公務員改革は最重要課題である。

（NPO法人建設環境情報センター専務理事）

所論 諸論